別記第十一号様式（第十九条関係）

番　号 年月日

日本国政府法務省

認　定　通　知　書

殿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成２１年法律第７９号）附則第２４条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し，審査を行った結果，下記のとおり認定したので，通知します。

認　定　要　旨

上記の認定に不服があるときは，この通知を受けた日から３日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。

法務省　　入国管理局

入国審査官

署　　名

別記第十二号様式（第十九条関係）

番　　号 年　月　日

日本国政府法務省

口頭審理期日通知書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿　年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿

4　居住地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成２１年法律第７９号）附則第２４条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し，下記のとおり口頭審理を行うので，通知します。

(1)　口頭審理期日　＿＿＿＿＿＿　年　　月　　日

(2)　場所　　入国管理局

法務省　　入国管理局

特別審理官

署　　名

備　　考

ア　口頭審理には，特別審理官の許可を受けて，親族又は知人の一人を立ち会わせることができます。

イ　口頭審理において，あなた又はあなたの代理人は，証拠を提出し，及び証人を尋問することができます。

ウ　仮放免中で正当な理由がなく出頭しないものは，仮放免を取り消すことがあります。

（注）　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。